

令和6年度
第6回 江東区こども・子育て会議
会 議 録

令和6年11月8日

○出席者（敬称略）

○委員（◎会長 ○副会長）

氏 名	所 属 団 体 等	
◎鈴木 秀洋	学識経験者	日本大学大学院危機管理学研究科教授 日本大学危機管理学部教授
○内藤 知美	学識経験者	田園調布学園大学子ども未来学部教授
宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 (亀戸浅間保育園 園長)
田村 満子	〃	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
秋山 三郎	〃	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
内野 成浩	教育関係者	私立幼稚園協会会長(神明幼稚園 園長)
北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
井元 まどか	公募委員	

○区職員

役 職 名	氏 名	備 考
こども未来部長	堀田 誠	
地域振興部	青少年課長 篠碕 修	代理職員出席
障害福祉部	障害者施策課長 小林 愛	
〃	障害者支援課長 工藤 充	
生活支援部	保護第一課長 干泥 香	
〃	保護第二課長 石黒 貴根	
〃	生活応援課長 根本 将司	
健康部	保健予防課長 吉川 秀夫	
こども未来部	こども家庭支援課長 鳥谷部 森夫	
〃	養育支援課長 桑畠 麻未	
〃	保育政策課長 渡邊 明雄	
〃	保育支援課長 神山 大輔	代理職員出席
〃	こども政策推進担当課長 西 博	
教育委員会事務局	学務課長 佐久間 俊育	
〃	指導室長 金指 大輔	
〃	教育支援課長 木内 苗津子	
〃	地域教育課長 大田 修一	

○欠席者（敬称略）

○委員

氏 名	所 属 団 体 等	
山田 不二子	福祉関係者	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長
三堀 大介	公募委員	

○区職員

役 職 名		氏 名	備 考
こども未来部	児童相談所開設準備担当課長	加納 正裕	

<傍聴者>

4 名

【会議録】

○事務局

それでは、皆さんおそろいようですので、少し早い時間ですが会議を開始したいと思います。

まず、開会に先立ちまして、事務局からの事務連絡です。本日の会議について、山田委員、三堀委員より欠席のご連絡をいただいております。次に、出席理事者については、児童相談所開設準備担当課長より欠席の連絡、青少年課長と保育支援課長より代理出席の連絡がありましたことをご報告いたします。

記録のために写真撮影と録音をさせていただきますのでご了承ください。また、会議の議事録につきましては、委員名と発言内容が公開されます。議事録作成のため、発言の際には氏名を述べていただきますよう、ご協力をお願いします。

また、本日傍聴を希望される方が4名いらっしゃいます。本日の会議については公開として傍聴を受け付けておりますので、ご報告申し上げます。傍聴者は既に傍聴席に着いておられますので、よろしくお願いいたします。事務局からの連絡は以上でございます。

それでは、ここからの進行は鈴木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○鈴木会長

皆さん、こんにちは。第6回江東区こども・子育て会議を開催いたします。

本日の会議でございますが、お手元の会議次第にのっとって進めてまいります。また、傍聴の方がいらっしゃいますので、傍聴の方は注意事項を傍聴券に記載してありますので、それに基づいて対応をお願いいたします。

会議の開催にあたって私の近況を申しますと、海外の視察の要望があつて、イタリアのボローニャに行ってきました。イタリアは障害も含めて99%インクルーシブ教育という形です。そういう所と、あと、スウェーデンのほうも見てきました。今は、私がそれをお話しする場ではないと思うのですけれども、こどもの原則と例外が日本とかなり違うと思いました。日本でもいろいろな手当てなどはしているけれども、原則、みんな受け入れるという体制の下で、法制度と運用が動いているのです。日本では通常とか普通みたいなところを求め合って、そうではないところに対してどのように手当てをしていくかみたいな形なので、原則・例外で、江東区だけで何かができることではないかもしれませんが、そういう視点からいろいろな計画や対応などをもう一回考えてみる必要があるのではないかと考えています。時間があるときに、また皆さんと意見交換などができればと思います。

それでは、議題（1）に入ります。「（仮称）江東区こどもの権利に関する条例案について」ということで、事務局、お願いいたします。

○こども政策推進担当課長

資料1-1をご覧ください。条例案に係るパブリックコメントの実施結果についてです。まず、1の「実施期間」及び「募集方法」については、記載のとおりです。次に、2の「パブリックコメント

の結果」ですが、意見提出者が13名、複数意見の方もいたので、総意見件数は26件でした。意見は全て区ホームページの意見応募フォームからのものでした。

資料1-2をご覧ください。意見の内訳につきましては、表の左の番号で、1～3の「全体」に係る意見が3件、5～7の「安心して生きる権利」に係る意見が3件、12～15の「こどもの権利が守られていない状態からの回復」に係る意見が4件ありました。「その他」の条例以外の区の実組に関連する意見としては、次のページに記載している、16～26について11件の意見がありました。いただいた意見に対する区の考え方については、現在、所管と調整中ですが、本日の会議で出てきた意見も参考にした上で対応を検討していきたいと考えております。説明は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。それでは、議題（1）、条例についてですけれども、委員のほうから質問ないしご意見がございましたらお願いいたします。

○秋山委員

パブリックコメントについては、これで26件ですか。裏面の「その他」のところで結構いろいろな意見が書いてあるのですが、これから調整ということなので、これを見て、やはりこどもにとって分かりやすい条例であってほしいということは、皆さんが思っているところだと思います。今回は、前回までのような、いわゆる条例案みたいな形の参考資料は出てないのですか。

○こども政策推進担当課長

条文としての資料はお示ししてないのですけれども、条文をほぼ落とし込んだ参考1を、パブリックコメントの資料として区民の皆さんに見ていただいているところでございます。

○秋山委員

そうしますと、これがほとんどそのまま条例の案文と理解してよろしいですか。

○こども政策推進担当課長

こちらが条例案のベースになるのですけれども、実際にはこれから立案請求をして、法務担当のほうでチェックをして、もしかすると表現等は一部変更になる可能性はございます。

○秋山委員

それで、「ぜんぶん」と言うと紛らわしいので「まえぶん」と言います。前文の中で(1)からずっと、いろいろと皆さんで話し合いをした上でこのようになってきたわけですが、これの中でやはり一番大切なことは、こども一人ひとりが自分の意見を述べ、最高の幸せを得るためにはどうしたらいいか、こういうことが前文でこれだけしっかり書かれているということは、評価していいと私は思っています。とりあえず、今の時点では前文の件で、以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○井元委員

私も区民なので、区報でパブリックコメントをされているなどというのは見ていたのですが、これだけのコメントが来ていて、皆さん関心を持たれているというのが分かりました。この意見の中で、11番の「こども達にこどもの権利について広く周知してほしい」や、「全体」の1、2、3の辺りで、こどもにも分かりやすいようにというふうに書かれていて、皆さん関心が高いということが分かっているので、この計画を立てたあと、すぐにどんどん各小学校や学校機関などでこどもの権利を周知というか、どんどん広めていくみたいな活動を、区として取り組んでいくということで、この意見に対しての区の姿勢を見せるといいのではないかと思います。

これから所管の部署と調整ということなので、来年度の計画や、この計画が決まったあとの動きについてはご相談されると思うのですが、これをきっかけにどんどん良い雰囲気をつくれるといいのではないかと思います。意見というよりは感想に近いのですが、以上です。

○鈴木会長

皆さんのご意見で今まで出たものもあり、これでよいのではないかとというのが子育て会議での意見という形ではないかと思いつつ、皆さんからないようでしたら、私のほうから何点か。

先ほど、事務局からも話がありましたので、これをまとめた回答はあったと思うのですが、私のほうで見ていて、5番目の意見の「罰則」うんぬんというのはどうかというのはあるのですが、ここは条例の中で言うと、大人がきちんとこどもの環境を守ってねという話だと思うので、そこは書いてはあるのですが、もう少し何か書き加えられるのではないかと考えていました。それで、入ってないところは何かと思って見ていたのですが、7番目で「性的少数者のこどもの人権尊重を明記してほしい」とあります。今、法律もできていますので、きちんと性的思考、ジェンダーアイデンティティーに関係する法律で理解促進というところで、私は国の委員もしているのですが、「1. 前文」の(7)で、「こどもは、人種や性別、障害や病気のある、なしにかかわらず」とあるのですが、こういうところにも、他の自治体やいろいろなところでは、性的思考や、性的自認という言葉か、ジェンダーアイデンティティーと言うこともありますけれども、こういうところをきちんと明記している所はあるので、そこで悩んでいる人たちがいるということからすると、そこについても、こどもの観点からの条例の中に何か入ってもいいのではないかと思います。

それと、見ていて、14番目のところの「学校事故」などもすごくありますし、不適切保育や不適切な学校の対応を変えてほしいという意見なども、参考にできらうと思いました。

2ページの16番目で、「支援が明記されていない」とありますが、ここは何か事務局からありますか。こども、保護者、若者に対しての支援は何か入れたかなと思いながらなのですが、ないではないか、有識者の意見を聞いたのかと、私たちに突き付けられています。ここは何か少し足

らないという話なのか、そもそもないのですか。

○こども政策推進担当課長

意見を聞いたのかというところは、こちらのこども・子育て会議で意見を聞いていますというところで回答することを考えているところです。

○鈴木会長

足りないと言われると、きちんと支援をしていきますということは何か加えたほうがいいのではないかと思います。

○こども政策推進担当課長

こども、保護者、若者の支援については、区の責務の中に含まれていると考えています。また、具体的な施策については、社会情勢の変化などに柔軟に対応できるように、こども計画等の中で示していくということで考えております。

○鈴木会長

そういうところが読み込めるかということと、見た方からすると足りないということであれば、何かもう一文入れてもいいのではないかと思います。

あと、17～20番で、障害児に対してというか、最初の私の冒頭のインクルーシブに関して、保育や幼稚園、小学校、中学校での対応を考えたときに、「途切れてしまう」、「制度から除外されている」、「環境について」、「人権保障」といったかなり重要な指摘があるので、そこは入れ込んでおく必要があるのではないのでしょうか。田村委員がずっとお話しされていて、田村委員がご意見があるのではないかと思いますので、お聞きしたいと思っています。

私としても、条文の3ページの、例えば「9. 育ち学ぶ施設の関係者の役割」で、まさに保育所、幼稚園、学校、児童福祉施設等がどういうスタンスで入のかというところ、入った人に対して、(1)は支援を行うと書いてあるのですけれども、入る前の間口のところでの、きちんと利用できるかという問題があるのかという話や、逆に、養護施設などもそうですけれども、出たあとの支援というところも考えると、間口での促進という話や、必要に応じて、利用したあとの居場所とか、関係性を維持するとか、支援が維持できるとか、帰ってくる場所にもなり得るとか、相談になり得るみたいなところは、あまりほかの所では書いてないのですけれども、江東区としてはそういうものを一歩踏み込んで書いてもいいのではないかと思います。消極的に書くのであれば、利用制限がされないとか、そういう言葉になるかと思うのですけれども、それだけではなくて、何かもう一歩踏み込んだような優しいメッセージが、公の機関、公だけではないのですけれども、公共を担っている保育所、幼稚園、学校、児童養護施設、児童福祉施設の役割という中に入れてもいいのではないかと思います。

(1)、(2)、(3)とあるのですけれども、挙げられた意見のレベルで、体罰、大人の関わり、校則と

か、いろいろな自己決定に対して制限的に関わっている例が意見の中にも出ていることからすると、9番目に、例えば(4)というような形で入れて、関わる人間の知見の向上とか、組織力の向上とか、それぞれの学校や施設でもそれを上げていって、専門性を常に持っていかなければいけない話なので、そのような規定等が入るといいのではないかと思います。人がいなくて、福祉の業界などが労働的に苦しいということはあるのですけれども、だとしたら、一層その人たちが能力を上げるように努め、さらに組織力を上げるように努めること、それをバックアップしていくというのも、このこども条例では重要な視点ではないかと思いました。

この会議で、意見などは今まで充分言わせていただいたとは思いますが、改めて、私たち会議でまとめたものについて区民の方の意見を聞いて、出されたものからして、もう一回フィードバックして考えて、意見を言わせていただきました。会長がべらべら話す話ではないと思いますけれども、すみません。

○こども政策推進担当課長

今、会長から、パブリックコメントを踏まえてご意見をいただいたので、その点については一回事務局で引き取らせていただきます。これについては、次回会議がないので、会長、副会長と事務局の中で協議させていただければと思っております。

○鈴木会長

皆さん、よろしいですか。

○北島委員

今、会長のほうからもあったのですが、条例案の2ページの「6. 区の責務」の(2)の、「この条例の考え方をもとに、こどもの権利を守る取り組みを進めるための計画をつくる」、これは多分こども計画のことだと思います。そのほかにも福祉計画とか、いろいろ計画を作っていると思うのですが、もし「こども計画」という名前が新しいのであれば、そして、こども計画の中でいろいろな取組を皆さんに説明したいということであれば、ここに「こども計画を作る」と入れると、強調されて良いのではないかと、今、思いました。

○鈴木会長

ありがとうございます。事務局。

○こども政策推進担当課長

条例の中の計画の表現については、再度事務局のほうで預らせていただければと思います。

○内藤副会長

そうすると、16番の「地域子ども・子育て支援事業」が、今度、16事業というか、13がプラスあ

ったと思いますけれども、その辺りとの連携も計画の中に入っていくということで説明できるのではないかと思います。

○鈴木会長

田村委員、いかがですか。

○田村委員

会長に代弁していただいておりますが、この16、18、19、20の意見のことは、現実、十分になされているとは思えない中を、どうしていくといいのか。行政の横のつながりももっとしっかりやっていく必要があるし、全体的には障害のことは障害でという範疇と、こどもの中で、保育園への支援とか幼稚園の介助員の待遇などは、やってはいるのだけれども、先ほどの会長の意見ですが、やはり、通常のこどもたちの困ったところをどう対応していくかという発想は確かにあると思います。そもそもベースの考え方が違う。もともとが平等というか、それぞれの抱えている課題というのは、障害であつたり、生活であつたり、家族であつたり、みんなそれぞれにある。そういう現状の中で、基本的にはその心を育てるということを基本にしながら、家庭と地域と行政とがどう連携していくのかというところがすごく大きいと思って、それで支援のあり方が少し変わってくるといいなと思っております。それをどう表現していったらいいか、ぜひお願いしたいところです。

○秋山委員

先ほどの前文については、理想が書かれていると思います。例えば5番の「保障されるこどもの権利」、(1)、(2)、(3)、(4)とありまして、それについての「区の責務」、「保護者の役割」、「区民の役割」、「育ち学ぶ施設の関係者の役割」というふうになっていますが、例えば、ずっと以前から話に出ていた、こどもの権利に関する第三者機関とか、そういったところをどうしていくのか。私は、それよりも常日頃こどもたちと接する園や学校の、本当に身近な先生方の資質の向上を求めると言ってきたわけですが、やはりそれについてももう少し、例えば9番の「育ち学ぶ施設の関係者の役割」のところに、まだまだ足りない部分もあるのではないかと思いますし、そういったところが、前に書いてある前文の理想と、では具体的に一つ一つの役割がどうなのだというところをもう一步、時間がないので会長、副会長と事務局というお話を伺いましたので、会長、副会長にはその辺をよく詰めていただくようお願いしたいと思います。

○鈴木会長

話せば話すほど自分のほうにベクトルが向いてくるように思います。

事務局も話しているし、全体構造としてこの条例で全てを解決するという話ではないと思うのですけれども、条例に何かしらの単語などがきちんと盛り込まれることによって、その計画にもう一回つながっていくということはあると思います。このあと計画のほうの議論をしますけれども、自分が言ったことも含めて、最後にどういう形になるかというのはありますが、皆さんの意見は事務

局が全部聞いてくださっているので、それも踏まえて、時間がない中ですけれども、最後の調整をさせていただきたいと思います。

○田村委員

江東の区報だったと思うのですが、区長が、こどもを真ん中に置いてということを言っていっぱいます。それで、この条例も、区の行政の全部がここを中心に考えようという、そういう区の行政のメッセージというか、つながりのようなところの表記が盛り込まれて、区全体のいろいろな部署が協力し合って、これからのこども施策は国を支え、この区を支えるのに非常に重要なのだというところを明記して、皆さんで協力してもらえたら大変ありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○こども政策推進担当課長

今の委員のご意見については、条文の中に盛り込むのはなかなか難しいと思います。ただ、このあとご説明する計画の中で、何か表現できることはないかというところは少し検討したいと思います。

○鈴木会長

そうですね。私も初期に話をしていたと思うのですが、この条例は、法律の専門家として消極的に言えば、例えば、この条例に反するような形の施策展開はされないようにというような一文を入れるとか、積極的に言うのだったら、この条例を組み込んだ上で各種計画との整合性を保つとか、各種計画にも、区の役割か、この施策、この条例の執行段階などのどこかの時点で、この条例の精神が組み込まれるなどという一文を入れるのは可能なのではないかと思います。どういう形で入れられるのかは、田村委員がおっしゃったように、初期の時にも何かあったように思いますが、私の勘違いかもしれませんが、そのようなところが、区の責務か区民のところなどに入ることはあるのかなと思いました。あるいは、計画とのつなぎのところの文などであったのではないかと思います。これは、計画に落とし込むというのはどこかにありましたか。

○こども政策推進担当課長

参考1の「6. 区の責務」の、3ページの上段の(2)に、「この条例の考え方をもとに、こどもの権利を守る取り組みを進めるための計画をつくる」というのがあるので、この辺である程度網羅できないかというところと、あとは、先ほど申し上げたように、計画のほうの中で表現できる部分がないかというところで考えたいと考えております。

○鈴木会長

ありがとうございます。「区の責務」の3ページの(2)のところですね。これがどういう形なのか

はあるけれども、田村委員がおっしゃったようなところで、ここに何か少し言葉を加えるということもあり得るのではないかと思います。どうもありがとうございました。

そのほかはいかがですか。

それでは、あとに追加でご意見があれば、意見シートがありますので、それを出していただければと思います。私たちも区のそれぞれの代表として入っていますので、私たちの意見も、当然、区民全体から見られているという形からすると、これでいいのかということは何回でも考えといけませんが、今まで積み上げたことでありますので、最終的にどこまでというのはありますが、これを大元にしてという形で、議題（１）の議論はいったんこれで終わらせていただきます。

これと続いているのですけれども、議題（２）、計画のほうについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料２をご覧ください。「江東区こども計画（素案）」についてです。全体を通じて、前回のこども・子育て会議の意見等を踏まえ修正・追記した点についてご説明いたします。内容変更を伴う部分については赤字にしています。また、表現修正等、大きな変更を伴わない部分や、国の手引きに基づいて一部更新した箇所については青文字としています。それではポイントを絞ってご説明いたします。

13ページをご覧ください。こちらのようにスペースが空いているページについては、イラストを入れています。今後、パブリックコメントでの意見等によりページ内の文章量に変更が生じる可能性もあるため、あくまで参考として一部のページにイラストを入れさせていただいています。

次に、少し飛びまして、50ページをご覧ください。3-3「計画の指標」です。基本目標ごとに成果指標を設定しておりますが、前回の会議において、第４章の大施策単位で設定してはどうかといったご意見がありました。こちらのページについては、あくまで代表的な指標として取り扱い、その他の数値等については毎年の実績報告の中で報告する形を考えています。なお、報告の形については、現在の報告の形式にとらわれず、表現等も含めて検討を進めていきたいと考えています。

次に、58ページをご覧ください。青文字の部分ですが、前回のこども・子育て会議で、空き定員の記載は不要ではないかといった意見や、空き定員情報は必要であるなど、複数意見があったことを踏まえまして、文章を整理して、年齢によって定員の空き状況が大きく異なることがより分かりやすい文章としております。

次の59ページをご覧ください。前回の会議、前々回の会議でもあったのですが、第４章について、主な事業の説明を追加してほしいといった意見がございましたが、前回の会議では、追加する上で別資料でも構わないのではといったご意見もありました。こちらについて事務局でも再度検討し、区民、特に子育て中の保護者がこの計画資料を見る際には、スマートフォンを使用する機会が多いことが想定されるため、こども計画のファイルを掲載するホームページ上に、参考資料として主な事業一覧を掲載することで対応したいと考えております。

次に、少し飛びまして、92ページをご覧ください。第５章「教育・保育、地域子ども・子育て支

援事業等の量の見込みと確保方策」についてです。本章には、子ども・子育て支援法に基づき、子ども計画に求められているこどものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方法策を記載しております。前回会議での意見も踏まえて、補足資料として、子ども・子育て支援制度の概要図をこちらのページに追加しております。このあと説明する、95～99ページは、5-3「教育・保育事業の見込み確保方策」についてですけれども、こちらは92ページで言いますと、図表の上段に関する量の見込み及び確保方法策を記載しており、100～112ページ、5-4「地域子ども・子育て支援事業等の見込み・確保方策」については、92ページの図表の下段に関する量の見込み及び確保方策を記載しております。

次に、95ページをご覧ください。こちらについては、ページ上段の表「教育・保育区分」について、先ほどの92ページに追加した図表も踏まえ、表現を一部変更しております。また、見え消しとしている注釈については、先ほどの92ページに移動しているため削除予定です。

少し飛びまして、100ページをご覧ください。5-4「地域子ども・子育て支援事業等の見込み・確保方策」については、最新の国の手引きが10月中旬に更新された内容を踏まえ、内容を更新しております。（１）「利用者支援事業」において、前回資料では検討中としていた「地域子育て相談機関」等を、次ページ上段ですが、101ページの表に追加しております。地域子育て相談期間については、現時点では子ども家庭支援センターを想定しております。また、妊婦等包括相談支援事業型は、妊娠届け出数×1組当たりの面談回数3回の数値を数値としております。

少し飛びまして、105ページをご覧ください。「児童育成支援拠点授業」について、量の見込みは次ページになりますが、106ページの表において、国の手引きに基づき、対象児童数の比率に応じて算出した数値を設定し、確保方策も同数としております。

また、106ページ中段の「親子関係形成支援事業」は、対象世帯数の比率に応じて算出した数値を設定し、確保方策も同数としております。

112ページ下段をご覧ください。「乳児等通園支援事業」については、国の手引きを踏まえ、量の見込みについては、令和6年度に開始した未就園児の定期的な預かり事業に対するニーズ等を踏まえて、本計画の中間見直しにおいて適切に設定することとしております。また、確保方策についても量の見込みに基づき、実施園の拡充等、受け入れ体制の整備を進めることとしております。

その他の更新部分の説明について、本日は割愛させていただきます。

また、今後は、本日の会議でいただいた意見も踏まえ、必要に応じて修正した計画の素案を12月4日の厚生委員会で報告した後に、12月11日～1月5日にかけてパブリックコメントを実施予定です。説明は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問はございますか。

○内野委員

子ども計画に私たちの意見をたくさん取り入れて改定していただいたことに、まず感謝申し上げます。

ます。次回が最終回なので、もう最後の意見だという思いで、2つ申し上げたいと思います。

1つ目は、やはり、今、江東区が直面している大きな問題、幼稚園の立場で言うと、手前味噌になってしまいますけれども、幼稚園が大量に余ってしまって、保育所はかつて足らなかったのをほぼ充足しているという、大きな変化が5年前からあったということだと思います。そのことについて、基本目標のところでは随分修正していただいて、そういう問題点、課題が伝わるような形になったことには、重ねて感謝申し上げます。

ただ、確保方策について、今の1号・2号の定義が2つある中で、工夫してこういうふうに表示したかと、少し感心したのですが、ここについて意見を申し上げます。やはり引き続き、前回同様、新2号について、新2号と言って、どれだけの人が理解しているのか分からないのですが、このこども計画で言っている1号・2号というのは、教育・保育の1号・2号という定義ですね。区民目線で言うと、「働いているから私は2号」という方で幼稚園を選択する方は、新2号と。新2号という用語が正式な用語なのか、便宜上の用語なのか、よく分かりませんが、つまり、就労していない、あるいは介護などの問題を抱えていない家庭は1号、これは基本的にみんな幼稚園に行くのです。それで、就労している、あるいは介護などの要件で保育を必要としている方は、かつては保育所しか選択肢がなかったのですが、今はそれぞれの人数によって保育所を利用するという選択をする人もいるし、幼稚園を選択するという方もいる。これが新2号で、先ほどの教育・保育の1号・2号とは違って、施設等利用給付の1号・2号と。こういう2つの意味合いの1号・2号という言葉が、今、存在しているのです。

それで、この新2号、つまり、就労しているから保育所に入ることもできるのだけれども幼稚園を選択する方が、今、江東区で500人を超えている。そして、私立幼稚園の25%を超えている。園によっては5割を超えている。今後、この比率はどんどん上がっていくのだと思います。ということはどういうことになるかというと、2号認定の区民の方は、保育所とともに、預かり保育の充実した幼稚園をそれぞれのライフスタイルに応じて、今、ワークライフバランスというようなことで、時短の勤務を選択してしたりしている人が、やはり幼稚園の大きなメリットは広いお庭があるということ、分かりやすく言えばそういうことだと思います。そういう選択をしている人たちが増えているということです。

ここで何を申し上げたいかというと、充分意見をくみ取って工夫していただきましたけれども、やはり5年後のために……このこども計画は、多分5年後は全く違うメンバーが議論しているのだと思うのです。来年、再来年、ウオッチしていくためには、新2号がどれだけ増えているかということを、こども計画に求められているものとして必要ないのかもしれないけれど、だけど、江東区としては必要だと思うのです。なぜならば、それが区民のニーズとして無視できない。もう既に500人を超えていて、恐らくこれから1,000人に近づいていくだろうという方々のニーズがあるということと、もう一つは、保育所にも影響してくるのです。2号認定を得られる方が、幼稚園を選択することは、その分、保育所を選択する方が減るということですから。

そういうことで、5年前の手がかりとして、来年、再来年のこども・子育て委員の方々が、こういう議論をしたのだなという手がかりを残す必要があると私は思います。その方法は2つあって、

文章としてそういう課題があるということを補記するという形と、もう一つは、新2号の推移という表を入れてしまうと、来年、再来年、1回その表を入れれば、どんどん新2号が増えているとか、あるいは、思ったより増えないという状況を江東区として把握できることになるので、この2つをぜひ検討していただきたいです。先ほど会長が、条例の中に単語を入れることが大事だとおっしゃったのですが、まさにこども計画にそういう表が1つあったり、そういう文言があることで、次の子育て会議に手がかりとして生かされていくということだと思うので、事務局にご負担をかけるとは思いますが、そういう視点で、次の5年間の議論の手掛かりになるような書き方をしてほしいと思っています。

そして、感想を2つ言います。冒頭に会長がおっしゃったインクルーシブ、これは本当に大事なことだと思っています。神明幼稚園は基本的には断ったことがないということを目指してやっていますけれども、少し脈絡がなくなってしまったけれども、会長はとても大事なことをおっしゃったなど。インクルーシブというのは、全て受け入れるということを目指すということだと思うのです。

それから、田村委員が横のつながりとおっしゃったけれども、幼稚園と保育園が入り組んできて、幼稚園と保育園のどちらに入れようかなという人は、かつては本当に少なかったと思うけれども、神明幼稚園の先週の園児募集では、半分までいかないけれども、新しい方の半分は、2歳まで保育所で3歳から神明幼稚園に入れるという方です。

だから、そういう状況に対応することを、ぜひ手がかりとしてこのこども計画に入れていただきたいと要望いたします。長くなってすみません。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。ただ今の意見については、事務局でも再三議論しまして、内野委員の発言は理解しているのですが、繰り返しのようですけれども、このこども計画に求められているのは、あくまで92ページの図表に示す、「こどものための教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策です。

今回の計画には、委員からの要望のあった資料は追加しておりませんが、区としては、3歳から5歳に限らず、0歳から各年齢の保育ニーズの動向については注視してまいりますので、ご理解いただければと考えております。

○内野委員

そのご苦勞は充分理解した上で、やはり来年、再来年、また新しい方が来て、この区役所のメンバーも代わっていくと思うのです。だから、その議論をしっかりと継続していくための手がかりとして、可能な方法で、ここにそういう状況が新たな課題として起こっているということを記す。幼稚園が全部なくなってしまって良いのですかという話なのです。ぜひ検討していただきたいと思います。

○保育政策課長

貴重なご意見、ありがとうございます。委員がおっしゃっているのは、お手元の案の96ページの、2号認定の内訳の部分のお話かと思います。表の一番上にありますように、量の見込み、いわゆる保育の全体の需要としては、来年が9,118人で、以降、数値としては逡減していきます。その中で保育と幼児教育がどのように連携してやっていくのかという部分ではないかと思っています。今、江東区ではこういった保育需要の状況ですので、保育所の新規整備はしておりませんので、今あるハードをいかに生かしていくかという視点でやっていることと、併せて、定員については見直しているところです。

あと、内野委員もおっしゃっていましたが、保育園から幼稚園に転園される方は結構いらっしゃる、その分、保育園は3歳以上の定員が必要なくなっているような状況ですので、そこは幼稚園の様子も見ながら、保育園についても必要のない定員については見直していかなければならないと思っています。決して幼稚園だからとか保育園だからとか、そういうふうにやっていくつもりは全くございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

○鈴木会長

内野委員が言っていたことについて、エビデンスとしてはどうなのですか。

○こども政策推進担当課長

エビデンスとしては、先日、内野委員がおっしゃっていた、新2号で幼稚園を選ぶ方が増えているというのは、委員の皆様にも情報共有した際の数字で、大きく右肩上がりというわけではなく、どちらかという横ばいで、減っている時もあったと思うのです。それに対して、割合が増えているということをおっしゃっていたのですが、その割合が増える理由ははっきりしてしまして、計画の14ページを開きください。14ページの下段ですけれども、幼稚園の利用者数が減っており、分母が減っているので、その中で新2号の方の割合が増えているというのは、客観的な数字を見る限りなのですけれども、増えているから割合が増加しているというわけではないのではないかと思います。

あとは、第1回の会議で、保育所の利用状況と、幼稚園の利用状況という資料をお示しました。こちらはホームページにも載っているのですが、あとで見ていただければ分かるのですが、その中で、例えば利用児童数を見たときに、保育所については、3歳以上児は令和3年が8,312人に対して、令和6年は8,374人ということで、保育所についてはほぼ横ばいの傾向で動いています。一方で、データは5月1日時点で、取得年度も少し異なっているのですが、幼稚園については、令和2年5月1日時点で利用児童数が4,332人であったのが、令和6年5月1日時点では2,839人で、大幅に減っているということで、保育と幼稚園で傾向が違うという数字も出ているのです。その中に、先ほどの新2号だけにスポットを当てて、その数が増えているという資料だけを載せることについては検討が必要ではないかと考えています。偏った資料だけを載せると、区民に不完全な情報を与えてしまうことになってしまいますので、その見せ方については十分な検討が必要と考えています。

ころです。

○内野委員

今、課長からご説明があったとおりで、増えているというのは割合が増えているのです。ですから、それをどう評価するかというのは、実数としては横ばいで、幼稚園の園児総数が激減している中で、割合は横ばいというのは、課長のご指摘のとおりです。

ほかにも言いたいことがあってマイクを取ったのですが、何だったか……

○鈴木会長

では、皆さんから、ほかのことも含めてお願いします。

○石村委員

「こどもの安全・安心確保」の87ページで、「母子の特性に配慮した備蓄の更なる充実」というものを加えていただいて、本当にありがとうございました。

意見なのですから、一番の備蓄は、母乳育児をするお母さんを増やすことだと私は思っています。それは、2005年のボツワナの洪水で、母乳を飲んでなかった子は、母乳を飲んでいた子より50倍多く入院して、下痢を起こしたり亡くなったりしている人も50倍近くなのです。ですから、母乳にある免疫物質がミルクにはないので、母乳のことをもっと検討してもらいたいと思うのです。その備蓄の中で、内閣府でいろいろ言うておりますので、内閣府の男女共同参画のページを見て、避難所政策をしていていただきたいと思っています。

そして、その母乳に関してですが、56ページの「こどもの健全な発育」のためには、母乳育児支援は欠かせないと思うのです。手前味噌で申し訳ないのですが、先日、江東区助産師会で母乳と災害支援の講座を金曜の夜と土曜の日中にやってみたのですが、やはり金曜日はほとんど人が来ず、土曜日に集中しました。なので、こういう話というか、具体的な講座みたいなものは、お父さん、お母さんが出かけられるのは日曜日とか土曜日なので、そういう講座をぜひ土・日に開催していただきたいと思います。家庭支援センターなのか、保健所なのか、あれなのかもしれませんが、区民のお母さんたちの一番の関心は災害ということだったので、私たちは少しやってみました。

そして、それに関してですが、母乳を進めるためにはやはり支援が必要なのです。妊娠中からの啓蒙というのでしょうか、それが、こどもの健全な発育の支援の中には1つも見られないというか、今、保健所でどんなふうにされているのか。聞くところによると、母乳のことはあまり分からなくて、産んでから困ったということのほうが多いので、検討していただきたいと思います。

そして、それにあたって、産後ケアで「乳房ケア」が訪問型とか外来型で入っているのですが、1回という回数では、とてもフォローできる回数ではないと思います。そして、その外来型を見ると、件数は多く見えるのですが、1回しか使えず、ほとんど入院期間中に病院などで受けて出てくるので、出てきてからあとに使えなくて困っているという話を聞きます。江東区は乳房ケアに関してはたった1回だけなのです。他区では10回以上出ている所がほとんどです。災害と

かそういうことを考えると母乳は本当に大事だと思いますので、ぜひご検討をお願いいたします。

○鈴木会長

ありがとうございます。

○保健予防課長

母乳のことということで、災害時の備蓄に関することですけれども、例えば液体ミルクは、災害時に溶かしたりする手間がなく飲ませられるものが良いのではないかとということで、備蓄が推奨されているところではあるのですけれども、石村委員がおっしゃるとおり、災害時に一番良いのは母乳で、母乳に関しては例えば水の汚染とか、あるいは温度管理といったものが必要ございませんので、基本的には、医療的にはまず何より母乳が一番であると言われているところでございます。ただ一方で、例えば、災害によるストレスなどで母乳が出なくなってしまうたりするお母様方もいらっしゃると思いますので、そういった方のために粉ミルクや液体ミルクというのは最低限確保が必要で、少なくとも育児をされるお母様方が心配にならない程度には、そういった物品の確保も必要だと考えているところでございます。おっしゃるとおり、母乳が一番大事であるというのは、区も同じような認識でいるところではございます。

もう1点、土・日に関しては、休日版の両親学級なども、助産師会に委託をして実施させていただいているところです。平日に保健相談所のほうで母乳教室等も行っているのですけれども、当然ながら土・日についても、両親とも参加しやすいのはやはり土・日ということもございますので、そちらのほうも実施させていただいて、区としても土・日には力を入れてやっているところでございます。

あと、乳房ケアに関しましては、区民ニーズも確かにあるところです。乳房に関しては、乳腺炎重症化予防ケアということで、保険適用で4回までは産科の医療機関のほうで乳腺炎を見てもらえるというものはあります。一方で、今年、産後のお母様方に乳房ケアに関するアンケートを採っていきまして、そちらのほうでは、やはり回数を増やしてほしいということも出てきておりますので、今後、区としても乳房ケアに関してさらにどうしていくかということを検討して、区の方向性を決めていくということを行っているところでございます。何もしていないわけではなく、区民の意見を聞きながら、また、災害医療ですとか、休日の両親の方々に対するサービスであるとか、あるいは、乳房ケアに関しましても検討していくところでございます。

○鈴木会長

よろしいですか。

○田村委員

先ほどの、保育園、幼稚園のあり方のところに戻らせていただきたいのですけれども、そもそも先ほどからのお話の中に、幼稚園のニーズの急激な減少は、江東区が保育園の待機児解消に向けて

保育園をどんどんつくりだした、その影響が実際にあるわけです。今、私たちが考えなければいけないのは、保育園と幼稚園は何が違うのか、どうあったらいいのか、そこが本当は一番大きいことなのではないでしょうか。

それで、新2号の3歳以上をとなるのだけれども、例えば、幼稚園の2歳児以下への関わり方がいったいどうあるのか、幼稚園で何をするのか、保育園で何をしていくのか、実はそこが本当に問われていて、先ほど内野委員が言った、3歳児から幼稚園を選んで行くというのは、別にそれはそうなのだけれども、そういう人もいらっしゃる。では何なのかというところ。つまり、お互いがつぶし合わないで、良いところを伸ばしたりするのは、いったいどうあったらいいのか。認定こども園という、何とも、保育園の幼稚園型もあったり、では、その6歳までのこどもの子育ての一番のメインになる、その集団の場はどうあったらいいのかの多様性をどう考えていくのかということ、を、本当は議論しなければいけないのではないのか。内野委員は、ここのところを話し合いたいというようなことを言っていたのではないかと、私は思っていました。だから、ここのところを、5年後、10年後の江東区の子育ての現場はこうなのだ、だから、お母さん、選択してくださいと言えるように……今は、親の考えの中で「幼稚園のほうがいいかな」と言って、保育園の中でも今はほとんど学習的なこと、トレーニングをやっているところもある。それをいったいどう見ていったらいいのか。

それから、もう一つ。私の部分から言えば、手のかかるお子さん、それは、1つは障害ということも関わるのだけれども、そこのお子さんへの対応は、本当はきちんとそばについて見てあげなければいけないのだけれども、現実的には、おとなしいから介助は付けられませんか。それは、介助の費用に制限があるからですね。区のほうで、どのお子さんに付けて、どのお子さんには付けないとか、例えば保育行政のところでもやっている。そこが実はここの施策の中に出てこないのです。就学前までのインクルーシブのあり方への実質的な保障はいったいどうやるのか。そこが見えてほしいです。その中で、例えば、うちの機関は専門的な個別指導やこういう専門職をそろえておりますので、ここではこれをやりますから、保育園、幼稚園と並行してやっていきたいと思いますという、それで、保育園、幼稚園ではうちと違うところは何か、ここが非常に大切なのです。そこへの予算を付けてほしいと思います。これからこどもが減る、この中でもこういう話が何度も出ていました。こどもが減るのだから、では、例えば保育の現場の人数を減らして、でも職員は減らさないで、一人ひとりに手厚く関われるようにしていくにはどうしたらいいかという施策を考えなければいけない。でも、そういうことは、現実にはここの施策の中に盛り込まれていないのです。だから、本当は一番大切なところが抜けているのではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

○保育政策課長

ご意見ありがとうございます。今日は喉の調子が悪くて、お聞き苦しいかと思いますがご容赦ください。

まず、保育園と幼稚園の役割ですけれども、かつてであれば、0歳～2歳の低年齢児をより長く預かるというのが保育園の役割であり、幼稚園は、どちらかというと幼児、3歳～5歳で、教育を

求められる方、教育が必要な方に対して教育を提供するというのが役割分担だったかと思いますが、近年は制度の改正等もありまして、保育園、幼稚園のそれぞれが能力を高め合ってきたといえますか、幼稚園は長く預かるようになったし、保育園は、教育というと語弊がありますけれども、より良い保育を提供するようになってきたというのが現状かと思います。こうした中で、区民の方はそれぞれのニーズに合ったもの、朝の7時半から夜の7時半まで預かってほしい方は保育園を選びますし、パートタイマーで日中に時間にある程度余裕のある方は、幼稚園で5時までお預かりするという、いろいろな選択肢が増えてきたのが現状ではないかと思っております。

あと、特別な支援が必要なお子さんの保育につきましては、今、保育園でも力を入れておりまして、特別支援児に対する支援は公立・私立問わず行っているところですし、現在、来年度の入園募集をしており、医療的ケア児につきましては、令和5年度から受け入れをしているところですが、入園の調整にあたりましては配慮する方向で、今、進めているところです。公立につきましては、障害児加算ということで職員が加配されておりますし、私立に対する支援につきましては、今、予算編成中ですので具体的なことを申し上げられませんが、来年度に向けて前向きに検討しているところがございますので、ぜひ区の状況を見守っていただければと思います。

あと、保育園のニーズに対する職員配置につきましても、この4月に3歳～5歳につきましては職員配置が改善されまして、区内の全ての保育園が国の基準を満たしていることを確認しておりますし、国は来年の4月以降、1歳児につきましても改善をすると示しておりますので、それにつきましては適切に対応していきたいと思っております。長くなりましたが、以上でございます。

○田村委員

ありがとうございます。努力をされているのは大変ありがたいことです。

ごめんなさい、内野委員、園庭がどうこうという話は、これは、幼稚園だ、保育園だとは違うのは、言っておきたいと思います。園庭が広いのが幼稚園ではない。区立保育園もきちんと園庭を持っているところは持っている。新しいところはないですけれども。

それとは別に、今のお話をいただいて大変ありがたいのですが、でも、現実、今はインクルーシブとは少し違って、介助という形で職員配置を行われていると思うのだけれども、本当の重度の方にはそれなりに付いていますが、中・軽度になっていかれる段階の方々には、なかなか支援が十分には行っていないところがあると思っております。人を付ければいいということでもないと思いますが、ここでインクルーシブに向けて、支援のあり方も含めながら、でも、人が欲しいというのが保育の現場です。だから、ぜひそれに向けてのあり方を検討して、予算がしっかり使えるようにお願いしたいと思います。

○保育政策課長

ご意見ありがとうございます。先ほど園庭の件をお話いただきました。実際、私立保育園は大体6割くらいの園が、園庭がないというのが現状であり、あっても狭小という実態もありますので、そこは、今、保育の質ガイドラインということで、公・私立が共同で検討していますけれども、公

立の園庭を私立に貸すとか、公立はプールもありますので、そういったものは地域の中で融通してやっていこうと思っておりますし、幼稚園との連携につきましても、ガイドラインの検討には区立幼稚園の園長にも入っていただいて議論をしていますけれども、私立幼稚園も含めてぜひ連携をしていきたいと思っております。

あと、職員配置につきましては、先ほどお話ししたとおりですけれども、まずはお子さんが安全・安心に保育・教育を受けられる環境を整えられるように、区として責任を持ってやっていきたいと思っております。引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木会長

回答をいただいたのですけれども、個別にやっていますという回答を得たくて言っているのではないと思うのです。田村委員にしても、委員として話をしているのは、要するに、それを今やっているのだとしたら、やっているものがきちんときっちり計画として担保されて、それが持続するということだったり、より充実するということを定める計画でもあるし、最低限を守るための計画なので、だとしたら、区側の回答としても、今の、例えば72ページ、73ページにありますという話の、73ページの9番に、「インクルーシブ教育を推進するため」うんぬんを書いてあるけれども、ここで、今、この事業が担保されているというようなことを回答してもらおうと分かりやすいのではないかと思います。逆に私たちとしては、ここだけでは担保されないのではないかという話で言えば、では、このところに記述を少し加えてもらいたいとかという形だと、それが維持される根拠になるのではないかと考えて聞いていました。今言った話で言うと、73ページの9番のところ、例えばインクルーシブ教育という形になっているけれども、ここも保育・教育という形で、例えば足すという話なのか、または、「人的支援を進めます」と言っているけれども、人的支援というのは、田村委員が言っているの、数だけの問題ではないという話であれば、質の担保なども含めて進めていくということがここで書き込まれれば、その形に少し近づくのではないかと思います。

こどものための計画になっていて、それをどのようにして区全体で支えるかという話なので、条例の抽象度というのはありますけれども、それをより具体化してこの計画で示しているものの中で何が言えるのかというところで、私たちとしても、根本のところでは田村委員がおっしゃっていることは、私も毎回勉強させていただいて、そのとおりだなと思ってずっと聞いているのですけれども、では、それがどう実現できるのかといったときに、やはりここへの書き込みを、もうまとめ段階には入っていますけれども、少しでも足していけるのではないかと思います。

その観点から、例えば54ページ、55ページに、「こどもの意見表明」ということも書かれているのですけれども、こどもの意見表明といった場合に、ではどこなのか。ここは専門分野でもあると思うのですけれども、そのところで、では、赤ちゃんにどうやって聞くのかとか、または、外国籍などの子がいたりする場合にどうなのかとか、里子の子がいたらどうなのかなどということは当然あるわけです。そして、現状があって、課題があって、その1個1個を全部書き込むのではなく、少し抽象度を高めた場合に何が書き込めるのかなんかという思いながらこの取組のところを見ていたのですけれども、例えば手話などもあるわけです。こどもで話せないということであれば、手話やその他

様々な手法を公がきちんと用意して意見聴取をする。その意見聴取の手法を用意するのは公、行政側ということで、伝えられない人が頑張って伝えようと思っても伝えられないというのが現状なのであれば、例えば、それを収集する努力は、こちらが多様な手法を用意しますと書き込むとか、意見表明をするというのは、当然、知識がないとできないわけですし、選択ができなければ意見表明をしても意味がないので、だとしたら、その意見表明の前提としての選択をできるような知識を提供するとか、選択の幅を広げるようなフォローをするとか、そのようなこともここに書き込めれば、ほかのことも計画よりも少し、具体度高めるといって変ですけども、より実現とか、維持とか、今、区側が十分やってくださっているというのは、説明を聞いて私たちも理解していますので、そこが、先ほど内野委員が言っていましたけれども、メンバーは変わっていくので、その時に、議事録があるから残ると言えば残るのですけれども、新しい人が皆さんのポジションに立った時でも、座った時でも、この計画があるからというようなものになる印になればいいなと思い、聞いていました。

すみません、皆様から、あればどうぞ。秋山委員。

○秋山委員

先に話してください。

○内野委員

すみません。

○鈴木会長

意見を入れられるようなものとして話をしてほしいです。

○内野委員

入れにくいことを最後に。田村委員、私は別に幼稚園の特色が園庭だとは思っていません。ただ、広く一般に分かりやすいという意味で、幼稚園には大きいお庭があると。それから、保育園には給食があるということだろうと思っています。

○鈴木会長

内野委員、よろしいですか。前提として、委員同士の意見交換をする場ではないので、誰々の意見に対してではなくて、ご自身としてこの部分で……

○内野委員

それは役所の方にも聞いていただきたい次の話につながるのです。私は、幼稚園と保育園は非常に近い存在だと思っているのです。それで、昨年、今年とさまざまな陳情をしている中で、江東区の回答として、幼稚園は教育、保育園は福祉……

○鈴木会長

もう一回戻るけれども、今はここの中の何をするかという意見の場なので、それで理解して話してもらえますか。

今、この素案が出ているので、素案の下で江東区のこどもたちのために何ができるかというのが、私たちが与えられているミッションなので、幼稚園を守ろうとか保育園を守ろうとかいう話ではない。多分誤解があったのが、内野委員がそういうことを話されて、幼稚園がなくなってもいいのですかという話があったから、私たちの立ち位置は、そういう幼稚園とか保育園とかいう話ではなくて、江東区にいるこどもたちをどう守っていこうかということ、専門的な知見や立ち位置で、こどもの状況はどうですよということで、自分たちは何ができますとか、こういう提案をしましょうということについて集まっている場なので、だから、そこは理解した上で話していただきたいと思います。みんな限られた時間の中で話をしているので、それぞれの陳情とかそういう話ではなく、区側に何かぶつけるといふより、私たちは集められていて私たちのミッションがあるので、その立ち位置で話すということによろしいですか。

○内野委員

繰り返しになりますが、幼稚園と保育園の役割が近似してきているので、このこども計画を幼稚園と保育園という制度の中で考えると、課題が見えてこないところがあると思っています。繰り返しになりますが、それを補うために、次の手がかりとして、幼稚園と保育園というのが、役割が近接して、利用者も重なってきているという中での課題が見えてくるような工夫をしてほしいと思って申し上げております。

○鈴木会長

幼稚園としてはどういう工夫ができるのかとか、どうやってこどもを見ているのかとかがこういうところに入っていて、それで……ということだったらいいかと思うのですけれども、工夫してくださいという提言ということで、事務局に投げたということによろしいですか。

○内野委員

はい。

○鈴木会長

では、秋山委員、お願いします。

○秋山委員

前回の素案からだいぶ整理されています。53ページの第4章の基本目標1についても、だいぶ整理されてイラストも入るようになっているのですけれども、取組方針の5に「全国の先行事例も参

考に」うんぬんで「総合的な相談や救済ができる体制の充実について検討していきます」とありますが、先ほどから申し上げているように、次の2のところにあることも意見表明の権利も含めて、第三者機関について検討していくのはいいのですけれども、その方向をどういったようにするのか。

この2番についても同じです。55ページの取組方針の6番で、「学校での」うんぬんとあります。先ほどの資料の何番かにありましたが、制服や何かのところで、こどもたちの「自己決定権」とありました。そういったことも各中学校などいろいろと取り組んでいるようですけれども、その具体的な方針、方策を、「検討します」ではなく、もう一步その先を目指したいと思います。

続けて、もう1点。56、57ページ、基本目標2の「こどもの健全な発育の支援」のところですが、これはだいぶきちきちだったところで、前回、赤いところに入っていた「現状」の一番最後のボツの性教育について、これが取組方針の9番の所と同様になくなっている。これはどこへ行ったのですか。それから、取組方針の6番の「虐待を受けたこども……」というのは、多分、そのあとに出てくる74、75ページに来ると思うのですけれども、その取組方針の6番で「虐待を受けたこども」うんぬんの最後に「再掲」と書いてあるけれども、これがなくなってしまったら再掲ではないのではないかと、細かいことだけれども、そのように思います。

続けて、こどもの居場所についても同じで、前から言っているように、育ち学ぶ施設の関係者の資質を向上して、こどもたちのSOSをいかに早く察知するか。それについての具体的な方向を、「向上をして対応していきます」で止まっていっていいのかなと。そのためには、もっと具体的にどうしたらいいのかというのを考えていただきたい。

もう1点だけ。先ほどの、74、75ページの虐待のところですが、我々としては、この最後の15番の「里親等の社会的養護」について、「区立児童相談所開設を見据え」とありますが、今日は担当課長がお休みのようですけれども、確か11月2日に地域の説明会があったと思うのですけれども、それについての報告等がもしありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○こども政策推進担当課長

まず、53ページの「総合的な相談や救済ができる」というところで、もう一步踏み込んでというご意見がありました。こちらについては、確かに、条例を制定した自治体では第三者機関を設置している所が複数あるというのは承知しております。ただ一方で、区のほうで既に既存の相談窓口がそれぞれ国や都も含めてありますので、まずはそこの関係等も整理をした上で考えていく必要があるのではないかと考えています。ただ、絶対に可能性がないということではなくて、あくまで選択肢の1つとしては、そういう既存の相談窓口の有効活用ということも考えられるので、現在。検討を進めているところでございます。

続きまして、56ページの性教育の部分ですが、こちらについては、広く見た場合はほかの部分で性教育の項目があまりにもウエイトが多くなっているような部分もあるので、その他の項目において内包している部分については、もう少しコンパクトに集約してもいいのではないかといいところもあり、こちらについては削除してはどうかということでお示ししているところでございます。

○養育支援課長

秋山委員の最後の里親さんの関係のところですけども、児相設置に向けた地域の方への説明会については、明日開催を予定してございますので、また改めて共有できればと考えております。

○秋山委員

今日は山田委員がいらっしゃらないので、頑張らなければいけないと思っています。

このウエイトが高いということは、結局、これを出したときに議会で通らないとか、そういった付度があるのではないかと、私は思ってしまうのです。逆に言えば、もっと比率が高くていいわけです。今、何が大事かというと、特定妊婦を生まないためにも、この前、井元委員がおっしゃっていたけれども、保育園でも自分のプライベートゾーンは大切にしているというお話までいただいたではないですか。それなのに、ここで引き下がるというのは違うと私は思います。山田委員がいたらもっといろいろな意見があるかと思うのですけれども、その辺のところは、もう一步踏み込むという姿勢を見せていただければと思いました。

○こども未来部長

引き下がったわけではなく、例えば56、57ページは、見た目は、例えば性教育についての学校での取組などが消えたように見えますが、そうではなくて、例えば57ページの9番目のところに、「生命（いのち）の安全教育」について、「全てのこどもが」と書いてあります。当初、なぜこれを消したかということ、学校の場合には学習指導要領に基づいて現にやっている部分があるのです。ところが、例えば保育園などについては、保育要領の中にそういった記述がないので、園の個別の対応でやっているところがあるのですけれども、我々の方向性としては、保育園についても、あるいは学校ももちろんそうなのですけれども、組織的にきちんと「生命（いのち）の安全教育」をやらなければいけないというのが基本的な考え方でありまして、それが出てきたのが、57ページの「生命（いのち）の安全教育」を推進し、全てのこどもが」というのは、保育園も入っているのですけれども、そういったものをしますと書いたわけです。その中で、学習指導要領を特出しすると、では保育園はどうなのかということもあって、消したということであって、決して後退したわけでも何でもなくて、この生命（いのち）の安全教育の中で、今後進めていくという中に全部含まれているとご理解いただけるとありがたいです。

○鈴木会長

ご理解をという話ですが、理解が難しいという意見なのではないかと思います。

○秋山委員

部長のおっしゃることは理解しましたが、私は「うん」とはなかなか言えない部分があります。そして、先ほど課長が53ページの件で、既存のいろいろなものがあるとお答えになりましたが、

だとしたら、これだけイラストのスペースがあるのだから、そこら辺のところについて、現状ではこういったところもありますといったようなことを追記できないでしょうか。細かく見ていくと、できたら追記してほしい部分が結構いろいろあるのです。だから、そういったところを丁寧に。新規事業を全部消しましたよね。何とか事業などは別にいいのです。空いているスペースがあるのだったら、こういうときにはこういう相談ができますとか、そういったことのために使うなど、少し優しくしていただければと思います。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。53ページの5番の表現につきましては、今の中でも「既存の各相談体制との連携も含め」という表現を使っていたのですが、今の秋山委員のご意見のとおり伝わりづらい部分があるのであれば、この表現については再度検討させていただきたいと思います。

○内藤副会長

53ページを見てみると、「検討が必要です」、「検討が必要です」、「検討していきます」となっていて、ここだけ「検討」という文字が多いような気がします。ほかのところは前向きに具体的なので、ここの53ページの表記は少し弱いのではないかと、正直、思います。

あと、インクルーシブ教育等のところに環境整備と書いてありますが、本当におもちゃ1つとか、肌の色が違うこどもたちの用具とか、そういう具体的な玩具とか、あとユニバーサルな公園とか、そういうところの視点ももう少し入ると具体性が増すのではないかと思います。感想ですが、以上です。

○宮原委員

国の試算で、出生数が70万人を切るのではないかということでした。94ページの人口の推移で、令和7年は3,600人となっていますけれども、実際、江東区は今の上半期でどのぐらいなのか。×2をすれば大体の数字が出てくるので、聞きたいです。

あと、この計画もそうなのですが、公共の施設やサービスなので、やはり使いやすさということをお願いしたいと思っています。実際、見学に来られた保護者の方の中で0歳のお子さんと2年生のお子さんがいらっしゃって、産・育休中であれば学童の利用を控えてくれと言われて、どうしたらいいのだろうと困っていらっしゃったので、できれば全てのサービスをうまく利用できるようにしていただきたいと思います。これはお願いです。

○こども政策推進担当課長

学童の部分については、ご意見として承りました。

上半期の人口の数字ですけれども、今は手持ちの資料にないので、これについてはどこまで確認できるか分からないのですが、確認した上で、後ほど情報共有させていただきたいと思います。

○北島委員

先ほどからいろいろ出ていて、1つだけ確認したいのですが、幼稚園と保育園の統合性みたいなものがあるのかなという意味で、2号認定、3号認定の保護者の就労については、今後、保護者が就労していなくても保育園に入れるとか、そういうふうになっていくのでしょうか。この計画は11年度までなので、その辺をうちの息子たちも結構気にしています。実は私の田舎などの地方では、もう既に保護者が就労していなくても保育園に行けていたりするのです。これはきッズクラブのA登録、B登録にも関係してくると思うのですが、国の指針なのかかもしれないけれども、江東区としてはどのようになっていくのかということだけ確認したいと思います。

○保育政策課長

ご意見ありがとうございます。まず、保育の認定については、自治体ごとの判断になっている部分があり、江東区も今年度から就労時間について緩和していきまして、より利用しやすくなっています。ただ、今後も緩和していくかどうかというのは、現時点では未定となっているところです。

あと、保育を必要とされていない方の保育園の利用につきましては、国が令和8年度から「こども誰でも通園制度」を本格実施するということで、江東区では「あずかーる」という名称で今年度から試行実施をしております。来年度は実施園を、幼稚園も含めてもう少し広くやっていきまして、令和8年度に向けて準備をしていくという段階ですので、ぜひ見守っていただければと思っております。

○地域教育課長

キッズクラブについてでございます。まず、A登録につきましては、どなたでも参加できるということになっておりまして、特に保護者の就労等を要件としていない、遊び場の提供という形の事業でございます。一方で、B登録につきましては、日中、保護者が就労等で不在のご家庭につきまして、その児童の居場所、生活の場の提供ということでございます。B登録につきましてはそういうところもございまして、引き続き保護者の就労等が要件になります。

○井元委員

まず、前回の会議で、結構細かい指摘といいますか、コメント等がたくさんあったと思うのですが、その辺も修正、反映いただいてありがとうございます。私も幾つかコメントさせていただいたと思うのですが、そちらも取り込んでいただいたのを確認して、嬉しいというか、ここで議論したことがきちんと伝わる形になってきているのではないかと思います。

それで、前回の会議の時に、基本目標があって、目指す姿、現状、課題、取組方針があって、それに関連する事業のような形でボックスがあったと思うのですが、それを別紙で用意されるという話があったと理解しています。その別紙に書かれる情報量はどんなものを伺いたいと思っています。この資料自体はまとまってきていると思いつつ、取組方針を読んだときに、やっていきますというところだけで止まっていて、では、これはどの事業に入っているのかとか、あと、その事業の概要

みたいなものを知りたいという思いが湧いてくる感じになってきていると思うので、どの程度までこの計画として情報を出すのかというところを伺いたいです。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。こちらの掲載情報については、あくまで検討中の段階なのですが、取組方針に書かれている内容が、これは何の事業かということが分かることと、あとは、担当する所管はどこかということと、その事業説明については、区のほうで予算や事業の一覧が掲載されている資料があるのですが、そちらも参考に、コンパクトにまとめたものを掲載できないかということで、現在は考えているところです。

○井元委員

ありがとうございます。概要も書いてくださるということなので、ぜひそれも掲載してほしいと思いました。

○石村委員

68ページの、「妊娠期から、子育て情報や同じような境遇の保護者同士のつながり」というところですが、妊娠期から子ども家庭支援センターに行く機会をつくることは本当に有効だと思っています。最近はお父さん、パパがグループワークをととても喜んでいて、つながりを求めるような傾向も見られるので、子ども家庭支援センターでぜひプレパパやプレママ対象の休日のイベントを増やしていただきたいと思います。「保護者が一定数います」というのはとても消極的な言い方だと思いました。「保護者がいます」です。

○養育支援課長

子ども家庭支援センターでは、現在、利用者の皆様から定期的にアンケートを採っています。アンケートでいただく声の中で多いのは、こういう施設を出産する前から知りたかったという声がとても多いです。そういった状況を受けまして、なるべく妊娠期から行きやすいようなプログラムを何かしら考えていこうと考えております。具体的には、石村委員がおっしゃっているような、沐浴の練習の機会ですとか、あとは、妊娠期の妊婦さんの栄養ですとか、そういった部分をテーマに不定期で開催するのはどうかということで、センターによってはそういったプログラムの実施に向けて動いているところもあります。今後、妊娠期からつながれるような施設を目指していきたいと考えております。

○石村委員

ありがとうございます。ぜひ妊娠期から、母乳の大切さについて学べるような機会が増えるといいなと、今答えていただいたことに関して思いました。ありがとうございます。

○内藤副会長

それに付け加えて、大学で子育て支援をしていると、お母様のほうだけではなくて、お互いのメンタルケアを学びたい人が多いので、父親がどうママのほうのメンタルケアをするかとか、そういうところをプレでやってもらおうとか、あと、父親も産後うつになる傾向がありますので、この辺りの心のケアのところも講座などに入れていただきたいです。

あと、1点質問したいのですが、これから出てくる（6）のdの「親子関係形成支援事業」は、基本的には児童虐待等の養育困難者が対象になると思うのですが、ただ、これはどの家庭もみんな必要かと思います。この親子関係形成支援事業というのはまだしっかりと見えていないのですが、どのような取組になるかということは出ていますでしょうか。

○養育支援課長

まず、父親向けのプログラムについては、内藤委員がおっしゃるとおりだと思います。子ども家庭支援センターでも、特に土曜日など、お父さんがお子さん連れで広場に遊びに来るといったケースもかなり増えていまして、お父さんの横のつながりをつくれる機会が持てるように、センターとも一緒に工夫していきたいと考えております。

あと、新規の事業となります「親子関係形成支援事業」ですけれども、現時点では、この事業をどのように組み立てていくかというのは、まだ未定の状態です。今後、先進自治体の視察なども踏まえて研究していきたいと思っているのですけれども、既に子ども家庭支援センターにおいて乳幼児のお子さんを持つ親御さん向けのペアレントトレーニング事業は実施しております。それはもう少しライトなもので、どなたでも参加できるといったものになります。今後、区としても新たにやっていくものとしては、入り口のペアレントトレーニングは既にあるので、そうではなく、高年齢児で、思春期で親子関係が難しくなってきた時期にどのようにお子さんに関わっていったらいいかとか、あとは、少しこじれてしまって、うまくお子さんとコミュニケーションが取れなくて悩んでいるような親御さんのサポートなどに有用になるようなものになるといいと、漠然とですけれども考えていまして、これから具体的な研究を進めていきたいと考えております。

○田村委員

今のことに関連してなのですが、特に低年齢児は、ペアレントトレーニングは少しきついところがあるのではないかと思いますので、ソフトな親子の関係づくりがいいと思います。お父さんが、こどもから嫌われるので、どのように付き合ったらいいですかということがあるのです。比較的偏りのあるお子さんが多くなりだして、最初にお母さんこうすると決めると、なかなかそこから切り替えがうまくいかない。そういった悩みなども、子育てがうまくいかない子どもを抱えているお母さん方の親子関係なども取り入れていただきたいです。お子さんの育ちは、先ほどの話のように、学齢期も小学校から中高となってくると全然違ってくるので、ぜひ中高の保護者の方の悩み相談などもやっていただけるとありがたいと思いました。

○養育支援課長

田村委員、ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

ちなみに、今、子ども家庭支援センターでやっている幼児のお子さん向けのペアレントトレーニングは、グループセッションなのですが、本当にその入り口部分で、日常のこどもへの言葉掛けをどういうふうに行っていくとお互い気持ちよく過ごせるかとか、そういうレベルのものになっています。あと、近年、個別性が高い事例も多くなっていますので、個別相談事業も別途実施しておりまして、そんな中できちんと包括的に支援ができるような体制をつくっていきたいと考えています。

○石村委員

前回言ったことと重なると思うのですが、47ページに「保護者の出産前からの切れ目ない支援が重要」とあります。これはいろいろなところに書いてあるのですが、出産前からの切れ目ない支援は江東区でもいろいろ考えてくださって、今はいろいろな支援ができたなとすごく思っているのですが、相談する人にとっては、同じ人に何度も会うことのほうが良い関係性ができると思うのです。ですから、支援ごとに行う方が違ったりすると、ちょっとした意見が違ったりなどすることが多いので、要するに、できればネウボラ的に継続して同じ人が何度もできるような工夫が何かできないかと思っています。

○保健予防課長

相談する人が同じほうがいいのではないかという話ですが、前回も同じことを言ったかと思うのですが、基本的に保健師は地区担当制を敷いておりまして、住所ごとに担当保健師はこの人というふうに決まっておりますので、その保健師が例えば授業などで不在でない限りは、基本的にはその地区担当の保健師が話を伺いますし、地区担当保健師で手に余るような話であれば、より上級の主任や係長級の保健師と相談した上で、相談者に返すようにしております。基本的には担当保健師制を組んでおりますので、本当に伴走という意味では、手取り足取りがどこまでできるのかという話はあるのですが、基本的には担当者は同一であるということをお伝えさせていただきたく思います。

○鈴木会長

私から。最初は、先ほどの57ページの9番の線を引いたところでけれども、後退しているように見えるというお話もあったことについて、1つの提言です。消さなくても、例えば、9番の「また、」以降の、小学校ではこのようにやっています、引き続き行っていくの後ろに、「さらに」などの形で、上の黒字の頭のところにつないで、「生命（いのち）の教育を推進し」うんぬんなどという形であれば、現状がこうなのだけれども、それをより進めていくのですよという形になるのではないかと思います。文言のところですが、この黒のところが少し短いので、これだけを見るとより発展しているように見えないので、意図からすると、そういう工夫があるのではないかと思います。

た。

あとは、69ページの「相談体制と情報提供の充実」で、6番目の最後に、ネットワークを活用して対応しますとあります。これでもいいのですけれども、相談をしたあとに、結局何も変わらなかったというようなことがいろいろなアンケート調査などで出ているので、対応するということで、居場所づくりにつなげるとか、安心の場を提供するように対応していくなど、言葉を何か少し足されてもいいのではないかと思います。

あとは、81ページの3の、外国にルーツを持つこどもところで、「派遣」と書いてあるのですけれども、派遣するのは当然だと思し、月に1回来ているだけではどうしようもないので、それを拡充するなど、何か一言二言足せないかと思います。

あとは、88ページのネットワークについて、ネットワークは自分の専門分野でもありますが、課題の「体制が必要です」という話に対して、裏返しのところで「連携・協力して対応します」とあって、対応すると書いてあるのでいいのですけれども、体制が必要だと書いてあるので、体制を構築した上で対応していくというようところが足されるといいのではないかと思います。以上です。

皆様からはございますか。大体時間になりましたが、言い忘れていることなどないですか。

○井元委員

これはこれで終わりなのですか。

○鈴木会長

そうなりますので、意見を言っていたきたいと思います。

○井元委員

この計画の話というよりも、先ほど石村委員がおっしゃったことについて、私ももうすぐ任期が終わってしまうので、現状というか、話したいと思っているのですけれども。

○鈴木会長

「その他」で話しても、ここで話しても、どちらでもいいです。関連するのだったらこちらで話してもらって結構です。

○井元委員

この計画書の修正には影響しないことです。

○鈴木会長

では、計画に対してはここで終わらせていただきます。意見を出していただいて、事務局からのお答えもいただきましたけれども、そのほかで、ここの部分は足りないということなどあれば、意

見シートを事務局から送っていただきますので、それに書いていただくということと、最終的には、事務局と会長、副会長も含めて調整をさせていただければと思っています。

田村委員が話された問題提起はとても大きな話だと思うので、それを子育てのこの中に入れられるかというのは、全体で考えなければいけないと思いました。

では、「2 議題」について、1 番目で条例、2 番目で計画という形で議論させていただきましたが、これについては終了させていただきたいと思います。

残りの時間はわずかですけれども、「その他」として、事務局からございますか。

○事務局

事務局から2 点の連絡です。

まず、先ほど会長も申し上げたとおり、会議終了後、質問や意見がある方は、後ほど事務局からお送りする意見シートにご記入の上、11月12日の正午までにご提出いただきますようお願いいたします。

次に、今回の本会議ですけれども、来年1 月31日の14時から、本日とは異なる会場となりまして、本庁舎7 階の71～73会議室を連結した会議室にて開催予定ですので、ご調整のほどよろしく申し上げます。事務局からの連絡は以上です。

○鈴木会長

では、その他というところで、井元委員、お願いします。

○井元委員

ありがとうございます。先ほどの議題（2）の時に石村委員から母乳のお話があったと思うのですけれども、そのことで、私が見える世界はこうですということをお話したいと思います。

1 つは、母乳のメリットについてです。災害時のことは重々理解していて、自分がまだこどもに授乳していた時は、もちろん震災の避難グッズなどを用意する時も考慮する必要もありましたし、自分が授乳だけで育てていたのもあって、そのメリットみたいなところは享受していたと思っています。

一方で、母乳神話みたいなものがあって、母乳を与えることによって免疫力が上がるということはみんな分かっているのだけれども、やはりなかなかうまくいかない友達などもいて、それが苦しくて結構悩んでいる人もいるというのが現状です。なので正しい知識を、これは石村委員がおっしゃったとおりだと思っていますが、妊娠している時期から、生まれてから教えるのではなくて、もっと早い時期から共有すべきですし、そういう乳腺炎などのいろいろな困難もあるということを、両親学級とか、せっかく土・日開催もしているので、そこでパパとか、育児に関わる人にもっと知ってもらおうというような取組をすべきだと思います。

あと、母乳ケアについて、結局この計画書に戻ってしまうのですけれども、111ページに、乳房ケアの訪問型と外来型があります。訪問型は家に来てくれるほうだと思うのですけれども、それが明らかに少なくなっています。私はこれは残念だと思っています。自分が実際に乳腺炎になった時は、

正直、もう全然動けなくて本当にしんどくて、つらすぎて、保健所に電話して、新生児訪問に来てくださった人にとにかく来てもらって助けてもらったということがあります。外来があるのは分かっているのですけれども、そこまでたどり着けないというような状況だったので、量の見込み的には外来を多くされていると思うのですけれども、もっと訪問型でケアするということも考えていたみたいですし、先ほど石村委員がおっしゃったとおり、江東区は1回しかケアしてくれないというのは結構つらいと思っていました。1回でおしまいではなくて何回もなる可能性があるし、しかも、産後1年たとうとしている時にもなったりするという現状を踏まえて、せっかく良いサービスがあるので、その広げ方というか、活用の仕方といいますか、今後の授業の中身を考えていくにあたって、ぜひご検討いただきたいと思いました。

○鈴木会長

「その他」と言いましたけれども、反映したほうがいい話ではないかと思うので、事務局のほうで修正する時に少し考えていただければと思いました。

他にございますか。

○秋山委員

1月の末の会議の概要は大体どんな感じになりますか。その時点では何がここに提出されて、どういうふうになるか、それを教えていただきたいと思います。

○こども政策推進担当課長

1月の会議では、パブリックコメントを終わって、もう案という形で、議会に提出する前提の計画案をお示しして、ご意見をいただくことになります。条例について意見を出す場合は今回が本当に最後となりますので、よろしくお願いいたします。

○秋山委員

条例は、もう既にその時には文案として、会長、副会長と内容を練った上で、ここに提示されるのですか、それともされないのですか。

○こども政策推進担当課長

そちらについては、恐らく議会資料として内容調整のタイミングですので、お示しすることはできないだろうと考えています。ただ、会長、副会長と、今の案をどのように直したかということは、条例の形ではないのですけれども、もっと早い段階で、来週中くらいには決めないといけないので、そこはお示しできるのではないかと考えております。

○鈴木会長

何回も「会長、副会長」が出てきて、責任がどこまでどうなのかなというところがあるのですけ

れども、少なくとも私たちができるのは、勝手な意見を言う話ではないので、皆様から出たものがきちんと反映されているかです。ボールはこの会議で渡しているつもりなので、それが反映されているかという観点での調整で、足らないのではないのかなど、井元委員や秋山委員が話した話が入っていないのではないかというふうなような確認だと思います。目指すべき姿など、会長、副会長としては違うものがあるとしても、自分の意見を勝手に言う場ではないということは理解しているので、あくまでこの場の会長、副会長として、その調整という話で、それがもう数日ということですよ。そのまとまったものが出るかというのは、出したものはみんなに戻すのでしょうか。分からないのですけれども、秋山委員がされたのはその質問かと思いました。

○こども政策推進担当課長

最終的な条例案については共有いたします。ただ、条文にはなっていません。今回お示した参考1の形、これを若干マイナーチェンジするのであれば、それをお示しすることになると思います。

○鈴木会長

次に出てくる時の1月の段階ではまだ条文案になっていないという理解でいいですか。

○こども政策推進担当課長

1月の段階では恐らく調整中ですので、実際にお示しするのは議会資料として、3月にあるのですけれども、その厚生委員会の資料を委員会のタイミングで共有いたします。

○秋山委員

そうすると、例えばここにもあったけれども、ルビが振ってあるとか、表現がどうだとか、そういったところは、結局、議会に提出するものができて、議会と共有する、それまでは分からないという理解でいいですか。

○こども政策推進担当課長

補足ですけれども、条文については法務部門のチェックが必要なのですから、ただ、どういった文章で作成していくかというのは、最終案についてはお示しする予定です。ただ、そこでは、書面としてこの会議の場では示せないの、来週くらいに調整してしなければいけないスケジュールになっていますので、それについては会長、副会長とも調整したあと、委員の皆様にも情報共有したいと考えています。

○鈴木会長

私たちが議論したものが分からないうちに出てしまうという話で、自分たちが議論したものと全然違うものが議会に出るのも変ではないかということではないかと思って聞いていました。皆さんうなずかれています。だとしたら、私たちが会議したものとしては、例えば議会に出るにしても、

子育て会議ではこのようなところが固まりましたというところを外に出すのでしょうか、その最後のフィードバックなどはどうなっているのでしょうか。

○こども家庭支援課長

まさに今、会長がおっしゃったところです。今日もいろいろ意見をいただいていますし、その中の調整が必要になってくると思います。恐らく秋山委員は、その内容がどうなっているのかを知りたいということだと思います。次回の最後の時に、いきなりぱっと出て、それがもう行ってしまうのは少し困るという、そういう趣旨でよろしいですね。

そうであれば、今、課長のほうから説明したのは、実際の条例となると、これは法的な内容があるので、形上は変わってくるところがあるのですけれども、法務のほうで、ここで議論したものを大きく変えるということはないと思います。まずは、その前の段階のものは、担当の課長と会長、副会長のほうで出た内容を確認したものを、どこかのタイミングでまた確認という形は、それは検討になると思います。その辺は、またそういった形で整理をさせてください。そういった形でよろしいですか。

○秋山委員

はい。

○鈴木会長

それでは、皆さん、議論どうもありがとうございました。最後、事務局に戻します。

○事務局

事務局からの事務連絡は先ほど申し上げたとおりです。これ以上はございません。

○鈴木会長

それでは、皆さん、長い間どうもありがとうございました。それではこれで終わりにします。お疲れさまでした。

(終了)